

火薬類自主保安強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、埼玉県火薬類保安協会（以下、「協会」という。）が、自主的保安体制の確立と事故防止対策の推進を図ることを目的とした事業（以下、「自主保安事業」という。）を実施した場合は、当該事業に関する経費につき、協会に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「自主保安事業」とは、県等と連携し協会が自主的に行う下記事業をいう。

- (1) 巡回指導
- (2) 技術講習会
- (3) 火薬類保安大会
- (4) 危害予防週間事業
- (5) 広報活動「埼火協ニュース」（県の寄稿があるもの）

(補助率)

第3条 第2条に定める事業における経費のうち、1／2以内を補助する。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、毎年9月30日とし、その提出部数は、1部とする。

(記載事項)

第5条 規則第4条第2項第1号から第4号の掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は次のとおりとする。

- (1) 前年度事業実績報告書
- (2) 前年度収支決算書
- (3) 本年度事業計画書

(交付決定通知の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第7条 規則第11条の報告は、次の事項を記載するものとする。

- (1) 補助事業等実施経過
- (2) 補助事業に係る経費の支出状況

(実績報告書の様式)

第8条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(報告書の添付書類)

第9条 規則第13条の報告書には、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

(1) 補助事業の成果

(2) 補助事業に要した経費の精算

(報告書の提出時期等)

第10条 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業の廃止、事業年度完了の場合を含む。）後10日以内とする。

ただし、第2条に定める巡回指導を実施し、基準不適合の事業者が確認された場合には速やかに県に報告すること。

(概算払)

第11条 協会は、補助金の概算払を受けようとするときは、様式第4号の請求書を知事に提出しなければならない。

(確定通知の様式)

第12条 規則第14条の補助金等の額の確定を通知する文書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(書類の整備等)

第13条 協会は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備、保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第14条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附則

この要綱は、昭和53年9月25日から適用する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成20年9月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和元年5月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和３年３月２３日から適用する。

附則

この要綱は、令和４年１月２７日から適用する。

附則

この要綱は、令和４年９月２７日から適用する。

附則

この要綱は、令和８年７月２１日から適用する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23 年埼玉県条例第39 号）第2 条第1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2 条第2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

様式第 1 号

令和 年度火薬類自主保安強化事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

(あて先)

埼 玉 県 知 事

事務所所在地

名 称

代 表 者 氏 名

下記により、火薬類自主保安強化事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続き等に関する規則第 4 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

2 交付を受けようとする補助金の額 金 円

3 交付を受けようとする補助金の額の算出基礎

4 補助事業完了予定期日 令和 年 月 日

5 補助事業運営に関する計画書

様式第2号

令和 年度火薬類自主保安強化事業補助金交付決定通知書

化保第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付けで申請のあった火薬類自主保安強化事業補助金
については、下記のとおり交付する。

記

1 補助金の対象となる事業及びその内容

2 交付金額 金 円

3 支払方法 概算払とする。

4 条 件

- (1) 補助事業の内容の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。

様式第 3 号

令和 年度火薬類自主保安強化事業補助金実績報告書

令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

事務所所在地

名 称

代表者氏名

令和 年 月 日付け化保第 号で補助金の交付決定の通知を受けた火薬類自主保安強化事業の令和 年度における実績について、補助金等の交付手続き等に関する規則第13条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1補助事業の名称
- 2補助金交付決定額金円
- 3補助事業の実施期間令和年 months 月から
令和年月日まで
- 4補助事業の成果別紙のとおり
- 5補助事業に要した経費の精算に関する事項

様式第 4 号

令和 年度火薬類自主保安強化事業補助金概算払請求書

令和 年 月 日

(あて先)

埼 玉 県 知 事

事務所所在地
名 称
代 表 者 氏 名

令和 年 月 日付け化保第 号で補助金交付決定通知のあった補助金について、下記金額を交付されたく請求します。

記

金 円

様式第 5 号

令和 年度火薬類自主保安強化事業補助金確定通知書

化保第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付けで提出のあった事業実績報告書により、内容を
審査した結果、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 確定額 | 金 | 円 |